

# 日本地域課題解決学研究会 規約

## (名称)

第1条 本会は、日本地域課題解決学研究会と称する。

## (目的)

第2条 本会は、わが国において地域課題解決に取り組むさまざまな主体（研究者、行政、企業、各種団体、学校教育者、学生・生徒、地域住民など）の知恵と活力を結集し、活発な議論を行うための「場」を構築することを目的として、東北公益文科大学が設置する。

## (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実践・研究報告等の機会を設けた「地域課題解決全国フォーラム」の開催
- (2) 前述を含めた研究会活動の対外的な成果の公表
- (3) 会員間の情報共有および地域課題研究に関するネットワークの形成
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員)

第4条 会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する者で構成する。

2 会員は、本会が主催する事業において、実践・研究成果の報告を行うことができる。

3 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を事務局へ提出し、事務局の承認を得なければならない。

4 退会を希望する者は、その旨を事務局に申し出て、事務局の承認を得なければならない。

5 会長は、本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあった会員を、運営委員会での協議を経て退会させることができる。

## (名誉会員)

第5条 設立発起人は名誉会員とする。

## (役員)

第6条 本会に役員として、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長は、東北公益文科大学「地（知）の拠点整備事業」庄内オフィス長とする。

3 副会長は、東北公益文科大学「地（知）の拠点整備事業」庄内オフィス長補佐とする。副会長は会長を補佐し、会長が執務に従事できない時は、どちらか1名の副会長が別途協議の上

代行する。

### **(事務局)**

第 7 条 本会の事務局を、東北公益文科大学「地（知）の拠点整備事業」庄内オフィスに置く。

### **(運営)**

第 8 条 本会の運営に関して必要な事項は、役員及び東北公益文科大学「地（知）の拠点整備事業」地域課題研究部会員で構成する運営委員会が検討し、承認を得て実施する。

2 本会の事業年度の期間は、4月1日から3月31日とする。

### **(総会)**

第 9 条 総会は会長が招集し、総会の議長は会長が務める。

2 運営委員会は毎事業年度に開催し、事業計画等について審議及び承認を行い、総会へ報告する。

### **(会費)**

第 10 条 会費は無料とする。ただし、特別に経費が発生する行事等を開催する場合は、参加者から実費を徴収することができる。

### **(守秘義務)**

第 11 条 会員は、本研究会で知り得た秘密情報等に関して、役員の総意なく発表、公開、漏えい、利用してはならない。

2 会員は、本会の活動で表出する資料や発言等が秘密事項に該当する場合、その旨を他の会員に周知することとする。

### **(活動期間)**

第 12 条 本規約に基づく本会の活動期間は、東北公益文科大学「地（知）の拠点整備事業」が終了する平成 30 年 3 月 31 日までとし、それ以後の継続については、運営委員会が協議の上決定する。

2 平成 30 年 4 月 1 日以降の本会の活動にあたっては、新たに規約を定めることとする。

### **附則**

本規約は平成 27 年 12 月 5 日より施行する。